

大阪府知事

橋下 徹 様

## 大阪府発達障がい療育等支援事業の継続と 機能強化のために必要な予算措置に関する要望

### 1. 発達障害者支援法における国及び地方公共団体の責務

ご存知のように平成 17 年 4 月 1 日より「発達障害者支援法」が施行され、第 3 条（国及び地方公共団体の責務）において、「国及び地方公共団体は、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることにかんがみ、発達障害の早期発見のため必要な措置を講じるものとする」と規定され、特に発達障害のある人たちの早期診断・発達支援の重要性が謳われています。

### 2. 大阪府における先駆的取り組みとその経緯

大阪府においては「発達障害者支援法」施行以前より、早期診断・療育支援の重要性に鑑み、大阪府立松心園において発達障害のある幼児のニーズを受け止め、診断・療育支援を実施されてきました。

しかし、一医療・療育機関では、増え続ける診断・療育ニーズには対応することが困難であるとの考えから、その解決はもとより、より充実した専門的支援サービス提供体制の構築を目指して、全国的に見て先駆的な取り組みである「大阪府発達障がい療育等支援事業」を発足するとともに、その支援実践を通して家族への支援と同時に、先駆的な支援モデルの発信と療育支援についての啓発を行ってきました。

この事業は平成 15 年度に着手され平成 20 年度までに府下 6 福祉圏域に 1 箇所専門的療育機関が設置されました。

それまでは大阪府立松心園に診断・療育希望者が集中し、初診待機が 4 年、さらに診断後の療育待機が 2～3 年という本人・家族にとっては悲惨な状況が続いていましたが、6 療育拠点施設の整備を推進した結果、現在年間 360 名の発達障がい児に対して共通の療育プログラムで、個別の評価に基づく発達障がいの特性に合わせた専門的発達支援と、きめの細かい保護者支援の実施が可能となりました。

同時に市町村における就学前通園事業従事者等に対する実地研修等による人材育成にも大きく寄与してきたところであります。

このような大阪府における発達障がい児に対する早期からの先駆的取り組み

は、全国的なモデル事業として高い注目と高い評価を得ているところであり、私ども事業所としても敬意を表している次第であります。

### 3. 発達障がい児早期療育についての現状と課題

しかし、現在、市町村の就学前障がい児通園事業所には多くの発達障がい児（利用児の約7割から8割）が療育支援を受けていますが、発達障がいの特性に合わせたより専門的な支援を長期に受けたいとのニーズは多く、その結果として、現在、毎年150人前後の療育等支援事業利用待機者がいるのが現状であります。

このような状況を踏まえると、ますます発達障がい児と保護者に対する支援サービスの量と質の充実、支援者に対する現任訓練の充実が求められているところでもあります。

このような状況の中で、昨年12月、国会にて「障害者自立支援法改正法案」が採択され、その改正によって障害者の範囲の見直しがなされ、新たに発達障がい児が障害者自立支援法の対象となることが明確化されました。

同時に、障がい児支援の強化も重要な施策の柱に掲げられ、児童福祉法を基本として、身近な地域での支援の充実に向け、「障がい種別等で分かれている施設の一元化」と「通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ移行」が規定されました。

そしてこの法改正により、平成24年4月より、現在の障害者自立支援法における「児童デイサービス事業」が児童福祉法における知的障害児通園施設等通所サービスと統合し、児童福祉法の「障害児通所支援」として新たに実施されることとなります。

### 4. 障害者自立支援法の改正と大阪府の今後の対策

このような法改正の流れを受けて、大阪府は、「大阪府発達障がい療育等支援事業」を23年度末で廃止し、市町村事業への移行を計画しています。

そして、「子ども発達支援センター（仮称）ステップアップ事業（24～26年度事業）」の新設によって、その支援体制構築の実現を目指しています。

その「（仮称）ステップアップ事業」における対象事業所の役割について、要綱の中で以下のように述べてあります。

「事業終了後は、市町村における発達障がい児の療育拠点として、専門的療育を行うと同時に、地域の子育て支援センターや保健センターの親子教室、保育所等と連携し、発達障がい児と家族のサポート体制づくりを目指していくものとする」

この要綱に示されている身近な地域で発達障がい児がその障害特性に合わせた専門的療育支援が提供される支援体制の構築については、私たちの望む方向性であります。

しかし、このような短期間の経過措置の中で、対象事業所が大阪府が目指している役割と専門性を有する機能を構築することは、私たちのこれまでの実践経験からして、非常に困難であると考えています。

専門性の構築、職員の教育訓練には、長期的計画的な取り組みとそれを支えるシステムが必要であると考えています。

平成 15 年度から開始した「大阪府発達障がい療育等支援事業」は、その事業発足当時に大阪府が掲げた「専門的な早期療育支援体制の構築」という事業目的がやっとカタチとなり、動き始めたところであります。

市町村も含めた大阪府における発達障がい児に対する療育支援体制の構築強化、専門性の向上に向けた取り組みの中で、この「大阪府発達障がい療育等支援事業」の果たす役割は、今後とも非常に重要であります。

その役割の重要性については、私たち事業者のみならず、発達障害当事者団体、保護者、医療関係者等専門家の多くの共通した認識であります。

## 5. 大阪府における専門的療育体制の更なる構築に向けて

今回、平成 23 年 3 月 18 日に「発達障がい者支援体制整備検討委員会」で提案された「発達障がい児支援にかかる圏域ネットワークイメージ図(案)」では、6 福祉圏域内「発達障がい児療育等支援事業所」を「大阪府発達障がい者支援センター」のブランチとして再構築することで、従来からある市町村児童発達支援事業所に対する専門的な助言指導や発達障がい児に対する療育支援職員への人材育成などの機能を継続することが提案されています。

国庫補助事業である「発達障害者支援体制整備事業」において、「市町村の支援体制の状況把握、サポート」が都道府県の責任と役割として位置付けられていますが、上記提案は、発達障がいのある乳幼児への専門的療育支援体制の構築という都道府県の役割を明確に位置付けるものであると高く評価しています。

同時に市町村についても質の高い専門的な療育支援提供への努力が重要であるとと考えています。

私たちは、社会福祉法人としての社会的使命から、必要とされるニーズに対する支援サービスの提供を目指して、大阪府との連携により事業を継続し、その目的を達成するために、今日まで努力をして参りましたが、今後も一層の努力を続けて参る所存でございます。

以上のことから、私たちは、大阪府が提案している発達障がい児支援にかか

る圏域内のセンター的機能の期待されている「発達障がい児療育等支援事業所」の機能強化と、身近な地域での発達支援サービス提供体制の構築に向けて、以下のことを要望いたします。

## 6. 私たちの要望

①大阪府の「発達障がい者支援体制整備検討委員会」で提案された「発達障がい児支援にかかる圏域ネットワークイメージ図（案）」に基づき、6福祉圏域内「発達障がい児療育等支援事業所」を「大阪府発達障がい者支援センター」のブランチ化による市町村児童発達支援事業所に対する巡回相談・実地研修の受け入れ、療育終了後の継続相談や専門的評価の実施など、専門的機能を継続・強化できる予算措置を講じていただきたい。

②「発達障がい児療育等支援事業所」で従来から提供していた療育支援について、その事業と専門性が市町村事業である「児童発達支援事業所」へとスムーズに移行されるように、府として責任を持って市町村への支援とそれに伴う調整を行っていただきたい。

平成 23 年 6 月 1 日

社会福祉法人 北摂杉の子会

自閉症療育センター Will

自閉症療育センター Link

理事長 中村 節史

社会福祉法人 三ヶ山学園

自閉症児支援センター Wave

理事長 坂上 アツ子

社会福祉法人 東大阪市社会福祉事業団

発達障がい支援センター PAL

理事長 竹本 美則